

諮問第76号

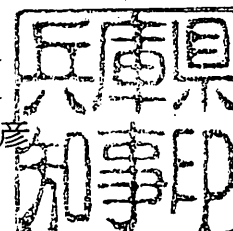
兵庫県内水面漁場管理委員会

うなぎ稚魚漁業許認可方針の一部改正について（諮問）

うなぎ稚魚漁業許認可方針について、その一部を別紙のとおり改正したいので、
諮問します。

令和3年11月8日

兵庫県知事 齋藤 元彦



うなぎ稚魚漁業許認可方針の一部改正の概要

1 改正理由

操業区域の追加を行うため所要の整備を行う。

2 改正の概要

(1) 操業区域の追加

操業区域に中村川、汐入川、芋谷川、天和雨水水路を追加することに伴い、操業区域、漁業を営む者の資格及び許可に付する条件の操業区域を改める

(第2、第4、第6、別表関係)

(2) 別表操業区域の表記方法の変更

別表の操業区域の表記を河川名から区域に改める (別表関係)

現行	改正																																				
<p>うなぎ稚魚漁業許可方針</p> <p>令和2年11月26日制定</p> <p>(略)</p> <p>(操業区域)</p> <p>第2 操業区域は、別表各欄の範囲内とし、次表の左欄に掲げる許可又は起業の認可申請者の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="539 1124 853 2087"> <thead> <tr> <th>申請者の区分</th> <th>操業区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者</td> <td>別表の区域欄1から26までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(漁業を営む者の資格)</p> <p>第4 次表の左欄の区域において漁業を営む者の資格は、それぞれ右欄に掲げる資格を有する者とする。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日か終了しない者を除く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1124 1396 2087"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>漁業を営む者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表の区域欄1から13及び16から26までの区域</td> <td>洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	申請者の区分	操業区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者	別表の区域欄1から26までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	漁業を営む者の資格	別表の区域欄1から13及び16から26までの区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>うなぎ稚魚漁業許可方針</p> <p>令和2年11月26日制定</p> <p>令和3年 月 日改正</p> <p>(略)</p> <p>(操業区域)</p> <p>第2 操業区域は、別表各欄の範囲内とし、次表の左欄に掲げる許可又は起業の認可申請者の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="539 161 853 2087"> <thead> <tr> <th>申請者の区分</th> <th>操業区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者</td> <td>別表の区域欄1から26及び30から33までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(漁業を営む者の資格)</p> <p>第4 次表の左欄の区域において漁業を営む者の資格は、それぞれ右欄に掲げる資格を有する者とする。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 161 1396 2087"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>漁業を営む者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表の区域欄1から13、16から26及び30から33までの区域</td> <td>洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	申請者の区分	操業区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者	別表の区域欄1から26及び30から33までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	漁業を営む者の資格	別表の区域欄1から13、16から26及び30から33までの区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。	(略)	(略)	(略)	(略)
申請者の区分	操業区域																																				
洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者	別表の区域欄1から26までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
区域	漁業を営む者の資格																																				
別表の区域欄1から13及び16から26までの区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
申請者の区分	操業区域																																				
洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者	別表の区域欄1から26及び30から33までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
区域	漁業を営む者の資格																																				
別表の区域欄1から13、16から26及び30から33までの区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でほんうなぎの養殖業を営む者、又はほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(略) (許可に付する条件)</p> <p>第6 次表の左欄の区域を操業区域とする許可には、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区域</th> <th style="width: 40%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表の区域欄1から28までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 附則</p> <p>1 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。</p> <p>2 令和3年 月 日一部改正 <u>(第2、第4、第6、別表、別表区域30、31、32、33追加)</u></p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	条件	別表の区域欄1から28までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>(略) (許可に付する条件)</p> <p>第6 次表の左欄の区域を操業区域とする許可には、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区域</th> <th style="width: 40%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表の区域欄1から28までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 附則</p> <p>1 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。</p> <p>2 令和3年 月 日一部改正 <u>(第2、第4、第6、別表、別表区域30、31、32、33追加)</u></p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	条件	別表の区域欄1から28までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
区域	条件																								
別表の区域欄1から28までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。	(略)																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
(略)	(略)																								
区域	条件																								
別表の区域欄1から28までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。	(略)																								
(略)	(略)																								

別表		別表	
(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値		(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値	
区域	操業区域	区域	操業区域
1 武庫川	阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの武庫川	1 武庫川	阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域
2 鳴尾川	次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の鳴尾川(略)	2 鳴尾川	次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域(略)
3 妙法寺川	次の点A及びBを結んだ線から上流の妙法寺川(略)	3 妙法寺川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域(略)
4 福田川	垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の福田川	4 福田川	垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域
5 山田川	次の点A及びBを結んだ線から上流の山田川(略)	5 山田川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域(略)
6 明石川	次の点A及びBを結んだ線から上流の明石川(略)	6 明石川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域(略)
7 谷八木川	次の点A及びBを結んだ線から上流の谷八木川(略)	7 谷八木川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域(略)
8 赤根川	県道380号(江井ヶ島大久保停車場線)赤根川橋梁下流端から上流の赤根川	8 赤根川	県道380号(江井ヶ島大久保停車場線)赤根川橋梁下流端から上流の区域
9 瀬戸川	次の点A及びBを結んだ線から上流の瀬戸川(略)	9 瀬戸川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域(略)
10 喜瀬川	次の点A及びBを結んだ線から上流の喜瀬川(略)	10 喜瀬川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域(略)
11 別府川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の別府川。ただし、水田川区域(水田川排水機場水門下流端から上流の区域)を除く	11 別府川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川区域(水田川排水機場水門下流端から上流の区域)を除く
12 水田川	水田川排水機場水門下流端から上流の水田川	12 水田川	水田川排水機場水門下流端から上流の区域

13	泊川	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>泊川</u> (略)	13	泊川	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>区域</u> (略)
14	加古川 ①	次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの <u>加古川</u> (略)	14	加古川 ①	次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの <u>区域</u> (略)
15	加古川 ②	次の点A及びBを結んだ線から国道250号(明姫幹線)上流朝止堰堤 (古新堰堤)までの <u>加古川</u> (略)	15	加古川 ②	次の点A及びBを結んだ線から国道250号(明姫幹線)上流朝止堰堤 (古新堰堤)までの <u>区域</u> (略)
16	堀川	次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの <u>堀川</u> (略)	16	堀川	次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの <u>区域</u> (略)
17	大木曾 水路	東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の <u>大木曾水路</u>	17	大木曾 水路	東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の <u>区域</u>
18	法華山 谷川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の <u>法華山谷川</u> (略)	18	法華山 谷川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の <u>区域</u> (略)
19	鹿島川 (松村 川)	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>鹿島川(松村川)</u> (略)	19	鹿島川 (松村 川)	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>区域</u> (略)
20	天川	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>天川</u> (略)	20	天川	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>区域</u> (略)
21	市川	次の点A、Bを結んだ線から永世端下流端までの <u>市川</u> (略)	21	市川	次の点A、Bを結んだ線から永世端下流端までの <u>区域</u> (略)
22	船場川	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>船場川</u> (略)	22	船場川	次の点A及びBを結んだ線から上流の <u>区域</u> (略)
23	夢前川	次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの <u>夢前川</u>	23	夢前川	次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの <u>区域</u>
24	掛保川	次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの <u>掛保川</u> (略)	24	掛保川	次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの <u>区域</u> (略)

25	富島川	次の点A及びBを結んだ線から上流の富島川 (略)	25	富島川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 (略)
26	加里屋川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の加里屋川 (略)	26	加里屋川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域 (略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		(略)			(略)
		(略)	30	中村川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 妻鹿漁港導流堤 (中村川左岸導流堤) 南西角 (北緯 34 度 46 分 25.3 秒、東経 134 度 42 分 19.8 秒) B Aから 293 度 25 分の線と妻鹿漁港東(Ⅱ)防波堤 (中村川右岸導流堤) との交点 (北緯 34 度 46 分 25.7 秒、東経 134 度 42 分 18.6 秒)
		(新設)	31	汐入川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 姫路市大津区勤兵衛町5丁目南東角 (北緯 34 度 46 分 41.0 秒、東経 134 度 36 分 46.2 秒) B Aから正南 (180 度) の線と対岸との交点 (北緯 34 度 46 分 37.1 秒、東経 134 度 36 分 46.2 秒)
		(新設)	32	芋谷川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 芋谷川左岸護岸下流端 (相生市大島町西端) (北緯 34 度 48 分 21.6 秒、東経 134 度 27 分 59.3 秒) B Aから正北 (0 度) の線と対岸との交点 (北緯 34 度 48 分 23.7 秒、東経 134 度 27 分 59.3 秒)
		(新設)	33	天和雨水水路	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 赤穂市鷗和 (三菱電機赤穂工場) 埋立地南東角 (北緯 34 度 44 分 48.0 秒、東経 134 度 21 分 29.4 秒) B Aから 160 度の線と対岸との交点 (北緯 34 度 44 分 44.8 秒、東経 134 度 21 分 30.8 秒)

うなぎ稚魚漁業認可方針（案）

令和2年11月26日制定
令和3年 月 日改正

本県におけるうなぎ稚魚漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 漁業種類はうなぎ稚魚漁業とする。

（操業区域）

第2 操業区域は、別表各欄の範囲内とし、次表の左欄に掲げる許可又は起業の認可申請者の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる区域とする。

申請者の区分	操業区域
洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者	別表の区域欄1から26及び30から33までの区域のうちから申請者が選択する区域。ただし、選択する区域は2区域以内とする。
洲本市に住所を有する者	別表の区域欄27の区域。
淡路市に住所を有する者	別表の区域欄28の区域。
南あわじ市に住所を有する者	別表の区域欄29の区域。

（漁業時期）

第3 漁業時期は、2月1日から4月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第4 次表の左欄の区域において漁業を営む者の資格は、それぞれ右欄に掲げる資格を有する者とする。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

区域	漁業を営む者の資格
別表の区域欄1から13、16から26及び30から33までの区域	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でにほんうなぎの養殖業を営む者、又はにほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。
別表の区域欄14の区域 （加古川①）	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でにほんうなぎの養殖業を営む者又は県内でにほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。
別表の区域欄15の区域 （加古川②）	洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内でにほんうなぎの養殖業を営む者又は県内でにほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者もしくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。
別表の区域欄27の区域	洲本市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。
別表の区域欄28の区域	淡路市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。
別表の区域欄29の区域	南あわじ市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくははしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。

(許可又は起業の認可をすることができる漁業者の数の上限)

第5 許可又は起業の認可をすることができる漁業者の数の上限は、漁業調整規則第11条第3項及び第53条第2項に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第6 次表の左欄の区域を操業区域とする許可には、それぞれ右欄に掲げる条件を付する。

区域	条件		
別表の区域欄1から28及び30から33までの区域 ただし、右欄の(5)については、許可を受ける者以外に漁業従事者がいる場合に付する。	(1) たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。 (2) 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。 (3) 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。 (4) 船舶を使用して採捕してはならない。 (5) 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。 <table border="1" data-bbox="571 741 1465 779"><tr><td>漁業従事者</td><td></td></tr></table> (6) 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。 (7) 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。 (8) 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者又は県内ではほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、農林水産大臣から県内ではほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。 (9) 県内ではほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあつては、知事が、全国のうなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。	漁業従事者	
漁業従事者			
別表の区域欄29の区域 (南あわじ市)	(1) から(9)は上欄と同じ。 (10) 三原川においては発電機を使用してはならない。		

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

第7 当該漁業の許認可の優先順位は、第4に規定する漁業を営む資格を有する者であつて地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者であつて、許可の有効期間の満了日到来のため従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した者。
- (2) 優先順位2位 現に当該漁業の許可を受けている者であつて、許可の有効期間の満了日到来のため従前の許可と同じ操業区域で改めて申請した者。
- (3) 優先順位3位 現に当該漁業の許可を受けている者であつて、許可の有効期間の満了日到来のため従前の許可の内容と操業区域を含め異なる内容で改めて申請した者。
- (4) 優先順位4位 当該漁業の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。

(採捕従事者の制限)

第8 当該漁業の許可を受けて採捕に従事することができる者の数(許可を受けて採捕を行う漁業者及び漁業者のために採捕に従事する漁業従事者の数の計をいう。)は3人以内とし、漁業従事者は県内に住所を有する個人とする。

(許可の有効期間)

第9 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第14条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する期間より短い期間とする。

(教示事項)

第10 次のとおり教示事項を付する。

- (1) 毎月の漁獲販売状況報告書を作成し、翌月の5日までに知事に報告しなければならない。
- (2) 漁獲販売状況の報告を行わなかった場合には、次漁期の許可をしないことがある。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則第48号）の施行の日（令和2年12月1日）から適用する。
- 2 令和3年 月 日一部改正（第2、第4、第6、別表、別表区域30、31、32、33追加）

別 表

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値

区域		操業区域
1	武庫川	阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域
2	鳴尾川	次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域 A 鳴尾川左岸波除堤基部 (北緯34度42分19.1秒 東経135度21分49.7秒) B 鳴尾川左岸波除堤北西端 (北緯34度42分19.5秒 東経135度21分48.6秒) C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角 (北緯34度42分21.2秒 東経135度21分48.3秒) D 鳴尾川右岸波除堤基部 (北緯34度42分22.5秒 東経135度21分47.4秒)
3	妙法寺川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 妙法寺川左岸河川護岸突端 (北緯34度38分34.1秒、東経135度8分6.4秒) B 妙法寺川右岸物揚場南東角 (北緯34度38分33.7秒、東経135度8分5.1秒)
4	福田川	垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域
5	山田川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 山田川左岸護岸下流端 (北緯34度38分20.3秒、東経135度1分33.8秒) B 山田川右岸護岸下流端 (北緯34度38分21.3秒、東経135度1分32.4秒)
6	明石川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 明石川左岸護岸下流端 (明石市大観町南西角 北緯34度38分35.5秒、東経134度58分42.6秒) B 明石川右岸護岸下流端 (明石市船上町南東角 北緯34度38分35.6秒、東経134度58分35.6秒)
7	谷八木川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 谷八木川左岸護岸下流端 (北緯34度39分48.6秒、東経134度56分34.3秒) B 谷八木川右岸護岸下流端 (北緯34度39分49.5秒、東経134度56分32.4秒)
8	赤根川	県道380号 (江井ヶ島大久保停車場線) 赤根川橋梁下流端から上流の区域
9	瀬戸川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 瀬戸川左岸護岸下流端 (北緯34度41分19.9秒、東経134度53分44.2秒) B 瀬戸川右岸護岸下流端 (北緯34度41分21.3秒、東経134度53分41.6秒)
10	喜瀬川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 喜瀬川左岸護岸下流端 (浜田埋立地南西角 北緯34度42分39.6秒、東経134度51分33.7秒) B 阿閑漁港埋立地南東角 (北緯34度42分41.2秒、東経134度51分31.4秒)
11	別府川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域 (水田川排水機場水門下流端から上流の区域) を除く A 別府川河口左岸波除堤基部 (北緯34度42分55.6秒、東経134度50分49.9秒) B 別府川河口左岸波除堤突端北西角 (北緯34度42分56.3秒、東経134度50分47.5秒) C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角 (北緯34度42分55.5秒、東経134度50分43.4秒)
12	水田川	水田川排水機場水門下流端から上流の区域
13	泊川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角 (泊川左岸導流堤) 突端 (北緯34度43分56.7秒、東経134度48分43.4秒) B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角 (北緯34度43分53.6秒、東経134度48分40.8秒)

別 表

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値

区域		操業区域
14	加古川①	次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの区域 A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部 （北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒） B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点 （北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
15	加古川②	次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域 A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部 （北緯34度44分4.3秒、東経134度48分15.5秒） B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点 （北緯34度44分5.9秒、東経134度48分40.2秒）
16	堀川	次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域 A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部（北緯34度43分56.4秒、東経134度48分5.2秒） B 堀川河口右岸防波堤突端北東角（北緯34度43分57.3秒、東経134度48分1.6秒） C 堀川河口右岸防波堤基部（北緯34度43分58.6秒、東経134度48分0.9秒）
17	大木曾水路	東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
18	法華山谷川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域 A 東播磨港荒井地区東防波堤基部（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分8.1秒） B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角（北緯34度45分1.1秒、東経134度46分3.9秒） C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角 （北緯34度45分3.0秒、東経134度45分55.2秒）
19	鹿島川 （松村川）	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 高砂市曾根町埋立地南東角（北緯34度45分38.2秒、東経134度45分58.3秒） B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端（北緯34度45分35.4秒、東経134度45分57.7秒）
20	天川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42.9秒、東経134度45分42.4秒） B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44.0秒、東経134度45分39.3秒）
21	市川	次の点A、Bを結んだ線から永世端下流端までの区域 A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52.7秒、東経134度40分40.0秒） B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54.3秒、東経134度40分56.8秒）
22	船場川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分0.9秒） B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度39分14.1秒）
23	夢前川	次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの区域 A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分55.8秒） B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46.8秒、東経134度38分45.9秒）
24	揖保川	次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域 A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端 （北緯34度46分28.8秒、東経134度34分56.3秒） B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30.7秒、東経134度34分50.9秒） C 網干川右岸の揖保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53.6秒、東経134度35分9.8秒） D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52.1秒、東経134度35分1.7秒）

別 表

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値

区域		操業区域
25	富島川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12.8秒、東経134度33分28.4秒） B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8.9秒、東経134度33分34.0秒）
26	加里屋川	次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域 A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53.1秒、東経134度22分32.0秒） B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58.0秒、東経134度22分25.8秒） C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58.8秒、東経134度22分25.1秒）
27	洲本市	洲本市内の河川
28	淡路市	淡路市内の河川
29	南あわじ市	南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く
30	中村川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角 （北緯34度46分25.3秒、東経134度42分19.8秒） B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東(Ⅱ)防波堤（中村右左岸導流堤）との交点 （北緯34度46分25.7秒、東経134度42分18.6秒）
31	汐入川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 姫路市大津区勘兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41.0秒、東経134度36分46.2秒） B Aから正南（180度）の線と対岸との交点 （北緯34度46分37.1秒、東経134度36分46.2秒）
32	芋谷川	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端） （北緯34度48分21.6秒、東経134度27分59.3秒） B Aから正北（0度）の線と対岸との交点 （北緯34度48分23.7秒、東経134度27分59.3秒）
33	天和雨水水路	次の点A及びBを結んだ線から上流の区域 A 赤穂市鷗和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角 （北緯34度44分48.0秒、東経134度21分29.4秒） B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44.8秒、東経134度21分30.8秒）